

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成28年2月15日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	滝川美幸君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	小浦宗光君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（8名）

議長	有泉庸一郎君		五味武彦君
	金丸寛君		松井豊君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	米山昇君		内藤久歳君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	有泉善人君	総務部長	坂本太久己君
生活環境部長	長田治君	教育部長	奥野経雄君
企画財政課長	三井敏夫君	総務課長	生山勝君
人事課長	三澤宏君	市民窓口課長	佐野勝馬君
市民活動支援課長	長谷川秀明君	学校教育課長	横森貴志君
スポーツ振興課長	望月映樹君	企画係長	中込広人君
総務係長	小澤明君	人事係長	飯沼秀司君
給与係長	山田久美君	市民活動支援係長	伊藤敦君

学 事 係 長      日 本      修 君

---

**職務のために出席した者の職氏名**

議会事務局長      武 川      訓                      書                      記      山 岡 広 司  
書                      記      有 野 恵 里

**内容**

- 1 甲斐市立しきしま幼稚園閉園に伴う関係例規の整備について
- 2 第3次甲斐市行政改革大綱（案）に対する議会からの意見・提言について
- 3 行政不服審査法の概要について
- 4 期日前投票所の設置・設置期間・投票時間の検証について
- 5 第3次甲斐市定員適正化計画について
- 6 職員の給与条例の一部改正等について
- 7 第3次甲斐ヒューマンプランについて

開会 午後 1時30分

○書記（山岡広司君） 改めましてこんにちは。

きょう、総務教育常任委員会ということで、ご参集ご苦労さまです。

案件につきまして7件ほどあります。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

それでは、三浦委員長より挨拶をいただきまして、進行のほうよろしくをお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） こんにちは。大変ご苦労さまでございます。

こここのところ政治の関係で大変にぎわっているわけですがけれども、私どもの市議会議員あるいは政務調査費のことも、大変前には野々村さんが逮捕で大変いろんなことで市民の皆様あるいは国民の皆様も誤解あるいは不振を抱いたという中で、また堺市では小林議員がまた政務調査費を年間の300万ということを今回もまた議論になっているわけでございますけれども、私どもの政務調査費としましても1年で12万でございますから、その辺でできることはさせていただきたいんですけれども、特に政治に関しましていろんな不祥事がございます。私どもは襟を正して議会活動に頑張っていきたいと思っておりますけれども、きょうは総務教育常任委員会、これだけの案件でございます。慎重にお願いし、委員長の挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、担当より次第にあります事項について説明、報告等を受けたいと思っております。

まず最初に（1）甲斐市立しきしま幼稚園閉園に伴う関係例規の整備についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

横森学校教育課長。

○学校教育課長（横森貴志君） こんにちは。

それでは学校教育から、甲斐市立しきしま幼稚園閉園に伴う関係例規の整備についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

しきしま幼稚園につきましては、平成23年度に保育園幼稚園の将来計画協議会等において、施設の老朽化や就学未満児の減少に伴う公立・私立幼稚園の定員充足率の低下、民間活力の導入等により、平成27年度末に閉園することになりました。しきしま幼稚園が本年度末をもって閉園するため、関係例規の整備を図る必要があるため、2月定例会に議案として提出を予定しているところでございます。

関係例規の整備の内容でございますが、（1）条例の整備につきましては、一部改正が1件、廃止が1件でございます。

次に、（2）規則の整備につきましては、甲斐市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を制定し、関係する6件の規則を一括で改廃いたします。改廃の内訳は、一部改正が4件、廃止が2件でございます。

次に、（3）訓令の整備につきましては、甲斐市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を制定し、関係する5件の規定及び要綱を一括で改廃いたします。改廃の内訳は、一部改正が4件、廃止が1件でございます。

以上で、しきしま幼稚園閉園に伴う関係例規の整備に関する説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

この件につきましては、定例会の案件でございますので質疑は省略させていただきます。

以上で、甲斐市立しきしま幼稚園閉……

○委員（樋泉明広君） 参考にね。

○委員長（三浦進吾君） 参考に。樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） お聞きしたいことがあるんですが、大変残念な結果なんですけれども、このしきしま幼稚園が閉園になったこの経過ですね、最近市民からどうなっているのかという意見もありまして、納得いく説明ができればいいかなということで、今までの概略で結構ですので閉園になった経過について、参考にお聞かせ願えればありがたいなとそういうことです。

○委員長（三浦進吾君） 答弁できますか。当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 細かい話はちょっとここに持っていないので詳細につきましてはちょっとご説明ができませんけれども、先ほどもお話ししましたように平成23年度に甲斐市立の保育園、あと幼稚園等を含めましてこれからのあり方について協議をなさってきたということで聞いております。しきしま幼稚園が閉園するに当たりまして、その後に松島保育園が移転いたしましてそれで新たな建物を建設する予定でありましたけれども、昨年度、民間民営の運営に切りかえたところでありますので、しきしま幼稚園の跡地には民間の保育園が設置されまして、新たな保育事業を進めていくことになっております。こちらの関係につきましては、当時27年度閉園が決まって以降、広報、あとホームページ等、また幼稚園児の募集等におきまして閉園する旨をうたってきたまして、最終年度であります今年度は年長クラス19名の方が今いらっしゃいますので、その卒園を待つ形になっております。ですから、募集につきましても2年前には終了いたしまして、昨年までは年中・年長、ことし最終的に年長クラスということになりまして、保育を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。定例会の案件でございますので質疑は省略させていただきます。

以上で、甲斐市立しきしま幼稚園閉園に伴う関係例規の整備についてを終了いたします。

次に、学校教育課関係その他に入ります。

学校教育課より報告がございましたらお願いします。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） それでは、引き続きご説明申し上げます。

学校教育課では、2月定例会で補正予算の提出を予定しております。

内容といたしましては、給食センター及び竜王地区の各小・中学校の給食の食材料費の補正、幼稚園の就園奨励費の補正をお願いするものでございます。

以上で、2月定例会に提出を予定しております補正予算に関する説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

この件については定例会の案件でございますので質疑は省略させていただきます。

次に、学校教育課関係で委員より特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。  
ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で学校教育課関係その他を終了いたします。  
ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時39分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（2）第3次甲斐市行政改革大綱（案）に対する議会からの意見・提言についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

三井企画財政課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） お疲れさまでございます。

企画財政課からは、前回1月20日の総務教育常任委員会におきましてお示しいたしました第3次甲斐市行政改革大綱（案）に対しましてご意見・ご提言の提出を2月5日までにお願いいたしましたところ、委員会資料2ページにございますようにご意見をいただきましたので、大綱の考え方などにつきまして回答いたすものでございます。

2ページをお開きください。

まず、5ページから7ページに該当いたします普通会計の主要財政指標は、おおむね良好に推移しており評価できるというご意見をいただいております。これにつきましては、本市の財政状況を客観的に判断するため、県内13市平均と比較したものをあらわしたものでございます。よろしく申し上げます。

8ページ、それから13ページに対応するところでございます。職員定数は、全国の類似団体や県内で同規模の南アルプス市、笛吹市と比較いたしまして少ないと。職員数は市のサービスの質を担保するものなので、合理的な範囲で増員するべきというご意見をいただいております。また、少ない正規職員を非正規で穴埋めするため、ワーキングプアが問題となっ

ている非正規が増加している。定数の見直しと合わせて40%程度に抑えるべき。特に業務がほとんど同じ保育士は早急に改善すべきというご意見をいただいております。右のほうにございます。8ページにつきましては、本市の職員定数の現況を説明し、13ページではさらなる改革の必要性といたしまして、職員定数の適正管理等における課題を提起したところでございます。このため「重点項目2 人的資源の強化と活用」の(1)人材育成と適正な定員管理におきまして、第3次定員適正化計画の推進を掲げており、同計画に基づき推進することとなるものであります。

引き続きまして14ページでございます。公共施設の維持管理は全国的にも喫緊の課題である。施設総床面積の減少は避けられない。計画策定の段階から議会や自治会の意見も求めるべきというご意見をいただいております。これにつきましては、公共施設等総合管理計画につきましては、現在各分野の有識者や自治会連合会役員などで構成いたしております甲斐市行政改革推進委員会から意見をいただく中で策定作業を進めておるところでございます。議会につきましては、他の計画と同様計画案をお示しし、ご意見・ご提言を賜りたいと考えております。また、パブリックコメントにつきましても実施することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

12ページ、15ページから24ページにつきましては、これは算定がえでも上乘せの7割が確保されることや同規模の南アルプス市、笛吹市より減額が少ないことも考慮し、第2次総合計画と合わせて改革の重点項目を推進されたいというご意見をいただいたところでございます。これにつきましては、第2次総合計画では推進方策として行政改革を位置づけておまして、効率的なまちづくりを推進するためにもご提言のとおり積極的に4つの重点項目に取り組むこととしておりますので、よろしくご理解をいただきたいところでございます。

いただきましたご意見・ご提言につきましては、概念的なものが主なものでございまして、計画のほうの加筆あるいは訂正等はございませんでしたので、よろしくお願いいたしますと思います。

今後のスケジュールでございますが、2月5日から開始してございますパブリックコメントが2月いっぱい期限でございまして、3月に市の行政改革推進委員会から答申をいただき、本部委員会議にかけまして大綱を決定いたすこととなります。これは決定し次第、委員の各位につきましては、配付をいたさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

この件について質疑等がありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、第3次甲斐市行政改革大綱（案）に対する議会からの意見・提言についてを終了いたします。

次に、企画財政課関係その他に入ります。

企画財政課より報告がありましたらお願いします。

ございますか。

三井課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） 引き続きまして、今定例会についてでございますが、企画財政課からはバス路線維持対策事業、甲斐市民バス運行事業、各基金の利子や交付税の決定などに伴います財源の組み替え、また合併特例債の借りかえに伴います補正を予定しておりますので、ぜひよろしくお願いたすところでございます。

○委員長（三浦進吾君） この件については、定例会の案件でございますので質疑は省略させていただきます。

次に、企画財政課関係で委員の皆さんより特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で企画財政課関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（３）行政不服審査法の概要についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） 大変お疲れさまでございます。

恐れ入りますが、資料の３ページをお願いいたします。

総務課からは今般、行政不服審査法が全面改正されましたのでその改正概要と、またその法律改正に伴いましてこの２月議会に提案をさせていただきます甲斐市行政不服審査会条例案や、甲斐市法務専門職員の任用等に関する条例案などの条例制定や一部改正を行う必要があることから、その概要等につきましてもご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

１番の概要でございます。最初に、資料にはございませんが行政不服審査法に基づく行政不服審査制度とはどのようなものか、若干説明させていただきます。行政不服審査制度とは、行政処分に関し国民がその見直しを求め行政庁に不服を申し立てる救済制度の手続のことです。これは国と地方公共団体に共通に適用され、国税や地方税、社会保険、生活保護など原則全ての行政分野が対象となります。また、簡易で迅速な手続により手数料無料で国民や住民の権利権益の救済が可能となる制度であります。

それでは資料に基づきまして説明させていただきます。現行の行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降50年以上実質的な法改正はありませんでした。しかし、この間行政に対する国民意識の変化、また平成5年の行政手続法の制定や平成16年の行政事件訴訟法の改正など関係法の制度の整備、拡充が図られてきました。それらを踏まえ公平性の向上、使いやすさの利便性の向上等の観点から、時代に即した抜本的な見直しを行ったところであります。

２番目の法改正の概要でございます。３点大きなポイントがございます。

１点目は、不服申立構造の見直しであります。これは、不服申し立ての種類を現行の異議申し立てと審査請求の２種類から審査請求に一元化し、わかりやすくするものであります。

２点目は、公平性の向上を図るものであります。①といたしまして、審理員制度の導入であります。現在審査請求の審理を行う者については法律に規定がなく、処分関係者が審理を行うことがあります。しかし、今後は審理において職員のうち処分に関与しない者、この者が審理員となり両者の主張を公平に審理することとなります。②といたしまして、行政不服審査会等への諮問手続の新設を行います。裁決について弁護士などの有識者から成る第三者

機関が点検し、第三者の視点で審査長の判断の妥当性をチェックすることにより裁決の公平性を向上させます。③として審査請求人等の手続の保障の拡充を図ります。現在、審査請求人は関係書類の閲覧は可能であります。今後は審査請求人は口頭意見陳述における処分庁等への質問やまた提出書類の閲覧に加えて謄写が可能となります。

改正法の概要の3点目は、使いやすさの向上であります。①といたしまして、審査請求期間を現行の60日から3カ月に延長し、利便性の向上を図ります。②といたしまして、迅速性の確保等であります。これは、標準審理期間の設定や争点、証拠の事前審査手続の導入などにより迅速な審理を確保します。あわせて情報の提供や公表の努力義務化を図り、使いやすさの向上を図ります。

3番の関係法規でございます。以上の趣旨によります行政不服審査法の改正により、その審理、裁決等の方法が見直され公平性の向上、使いやすさの向上、救済手段の充実拡大を図るため関連する例規の整備を行います。

初めに、甲斐市行政不服審査会条例（案）でございます。これは、審査庁の判断の妥当性をチェックするために行政不服審査会等の第三者機関の設置が必要となるため、行政不服審査会の設置に関する条例を整備するものであります。第1条の趣旨から第11条までの罰則規定までを定めるところであります。

次に、甲斐市法務専門職員の任用等に関する条例（案）でございます。審理員制度導入に伴い、審理員の任用及び任用に関する条例の整備を行うものでございます。なお、審理員は公平性の観点から、内部の者ではなく外部の者で、法律的知識があり事案等を多く取り扱っている弁護士等を特別職の非常勤職員の法務専門職員として任用することとし、第1条の趣旨から第7条までの罰則規定を定めます。

次に、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）でございます。4ページをお願いいたします。これは甲斐市行政手続条例の一部改正ほか4条例をまとめて集合条例といたしまして一括で改正するものであります。改正の内容は、行政不服審査法の改正によりその審理、裁決等の方法が見直されたことに伴い関連する例規の整備を行うものでございます。不服申立の種類を審査請求に一元化、審査請求期間は現行60日を3カ月に延長し審理、裁決の公平性の向上のため審理員制度及び行政不服審査会等への諮問手続を導入、口頭意見陳述における処分庁への質問、提出書類等への写しの交付、標準審理期間の設定の努力義務化などを盛り込んだ改正となります。

次に、甲斐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正をする条例（案）でございます。改

正内容は、行政不服審査法の改正によりその審理、裁決等の方法が見直されたことに伴い、当該条例の一部改正を行うものでございます。

以上4つの条例につきましては、この2月定例会に提案をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。また、行政不服審査法の改正に伴い、条例改正とあわせて（5）の行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（案）から（10）の甲斐市水道事業管理規定の一部を改正する規定（案）までを改正するものでございます。

総務課からの説明は以上となりますがよろしくお願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 以上で説明が終わりました。この件につきましては、定例会の案件でございますので質疑は省略させていただきます。

以上で、行政不服審査法の概要についてを終了いたします。

次に、（4）期日前投票所の設置・設置期間・投票時間の検証についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 引き続き総務課からですがけれども、よろしくお願いをいたします。

資料は5ページになります。

期日前投票所の設置、設置時間、投票時間の検証についてであります。

1、経緯でございます。

各種選挙におけます期日前投票所は法定設置で1カ所、その他の投票所は任意で設置することができまして、本市では合併以降法廷設置は竜王庁舎、任意設置は敷島庁舎と双葉庁舎としてきました。合併から10年が経過したことから、事務の見直しを行うとともに、選挙については国・県の選挙執行経費の委託金が年々減額となっております。実際どのくらい減額になったかと申しますと、衆議院選挙につきましては、平成17年の選挙から約300万円、また参議院選挙は平成19年の選挙から約260万円減ってきております。また県の選挙であります知事選挙は平成19年の選挙から約370万円、県議選も平成19年の選挙から約380万円それぞれ大幅に減額となってきました。本来であれば国・県からの委託金で選挙の支出を賄うべきですが、現状は一般財源を充当させていただいているところでございます。今後の課題といたしましては、その減額された委託金に対応した選挙の支出経費を検討していかなければなりません。そのようなことから選挙管理委員会では、3カ所の期日前投票所の投票状況、また任意設置している2カ所の期日前投票所の設置期間や投票時間を仮に短縮した場合などの費用対効果の検証を行ったので、今般報告をさせていただくものであります。

(1) 現状の設置状況についてでございます。①といたしまして、期日前投票所設置数及び投票受付時間でございます。合併以降、全ての選挙の期日前投票所は法定設置として竜王庁舎、また任意設置といたしまして敷島、双葉両庁舎にそれぞれ設置しております。法定設置期間の毎日午前8時半から午後8時まで設置し、投票を受け付けております。②期日前投票所の設置期間でございます。6つの選挙の期日前の投票期間は公職選挙法によりそれぞれ定められております。一番長いのが参議院選挙と知事選挙の16日間、短いのが市長選挙と市議会議員選挙の6日間でございます。

(2) の期日前投票所の投票者数についてでございます。恐れ入りますが8ページをお願いいたします。平成25年の7月に行われました前回の参議院議員選挙におけます3カ所の期日前投票所の時間帯による投票状況でございます。8時半から13時、13時から17時、17時から20時の3つの投票時間帯の投票状況であります。法定設置であります竜王庁舎の状況は、7月5日から7月12日の前半の8日間では一番右側の小計欄の合計で1,107人でありました。投票時間帯の内訳では、8時半から13時までが一番多い591人、次に13時から17時の319人、一番少ないのが夜の時間帯の17時から20時の197人でありました。この一番少ない時間帯の夜の17時から20時の197人を、竜王庁舎全体の7月5日から20日までの16日間の全体の投票者の合計4,758人でございますが、それに対する投票割合は4.1%でありました。敷島庁舎、双葉庁舎も同様に、前半の8日間の夜の時間帯の17時から20時の時間帯は投票者が一番少なく、敷島庁舎では137人で約5.2%、双葉庁舎では67人で4.5%と、いずれも低い投票率でありました。現状そのような形の中の状況分析となっております。

次に9ページをお願いいたします。9ページからは県内13市の期日前投票所の設置状況についてご説明申し上げます。甲斐市は任意設置の増設した投票所は敷島、双葉庁舎の2カ所に設置をし、投票所の設置期間も投票時間もいずれも短縮しないで法定設置の竜王庁舎と同じ条件で行っております。一番有権者の多い甲府市は、任意設置の増設の投票所は4カ所設置し、そのうち3カ所は後半の3日間、木・金・土、日曜日は投票日になりますので、その前の3日間、木・金・土しか設置をしておりません。また、3カ所のうち1カ所は投票時間を20時までのところを2時間45分短縮し、17時ということでございます。富士吉田市、都留市、10ページをお願いいたします。大月市、韮崎市は投票所の増設を行わず、法定設置の1カ所のみで期日前投票を行っております。法定設置であることから設置期間も投票時間も短縮を行うことをしておりません。6町村が合併した南アルプス市では、任意設置の増設投票所はわずか1カ所のみであります。1カ所だけなので設置期間も投票時間の短縮

も行わず法定どおり行っております。北杜市は甲斐市と全く同じ状況でございます。各支所ごとに増設投票所を設置し、設置期間も投票時間もいずれも短縮しておりません。11ページをお願いいたします。笛吹市、山梨市、甲州市はそれぞれ増設投票所を6カ所、2カ所、2カ所それぞれ設置をしております。期日前投票期間が長い国政選挙と知事選挙は設置期間を短縮し、身近な選挙であります県議選、市長選、市議選は設置期間を短縮しないで行っております。また、笛吹市は全ての選挙におきまして2時間の投票時間の短縮を行っております。ここで訂正をお願いいたします。笛吹市の欄の右側のところでございます。具体的内容で全ての時間が18時30分までとなっておりますが、全て18時に訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。全て18時ということで訂正をお願いいたします。11ページの一番下の上野原市でございます。上野原市は1カ所の増設を行い全ての選挙につきまして設置期間を短縮しているという状況でございます。恐れ入りますが12ページをお願いします。中央市は2カ所の期日前投票所の増設を行い、国政選挙と知事選挙は設置期間を短縮しますが、身近な選挙であります県議選、市長選、市議選は短縮をしておりません。また投票時間の短縮も行っておりません。

以上のことから、県内各市の期日前投票の投票所の状況におきまして各支所ごとに任意の増設投票所を設置している市は甲斐市と北杜市だけでございます。また、設置期間と投票時間のいずれも短縮を行っていない市は甲斐市と北杜市ということの中で、甲斐市におきましては有権者に配慮した投票所の設置状況ということが言えるかと思えます。

恐れ入りますが5ページにお戻りください。5ページの中段にあります、2、期日前投票所の削減についての検証でございます。

まず①といたしまして、投票者に対する影響についてということで、高齢者の方は車での移動が困難な方もいるため、期日前投票所の数を減少することにより投票を辞退することも考えられます。また、②といたしまして、この夏の参議院選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられることから、この機会に期日前投票所の数を減らすことに対する市民感情も考慮する必要がございます。

以上のことから期日前投票所の数についての削減は行わず、従来どおり竜王、敷島、双葉庁舎の3カ所とすることを基本とするところでございます。

3番目、期日前投票所における設置期間の短縮及び投票時間の短縮についての費用対効果並びに投票者に対する影響等に関する検証でございます。

①といたしまして、法定設置期間の短縮については現行より投票日数が少なくなることか

ら投票機会の減少につながります。恐れ入りますが6ページをお願いいたします。②といたしまして、費用対効果についてでございますが、設置期間を短縮を行った場合、一部の選挙におきましては経費節減額よりも執行経費に対する国・県から入る委託金の減額のほうが多くなってまいります。以上のことから投票所の設置期間の短縮は行わず、投票時間の短縮についてのみ検討を行ったというところでございます。

4番目、仮定の話でございますが、任意設置の敷島庁舎及び双葉庁舎の期日前投票所における投票時間を短縮する選挙及び投票時間を短縮した場合の検討でございます。

(1)といたしまして、期日前投票時間を短縮する選挙についてでございます。仮に期日前投票時間を短縮する選挙を法定投票期間の長い次の3つの選挙とした場合ということで、参議院選挙16日、衆議院11日、知事選の16日ということで、この3つの選挙につきましての短縮した場合の検証を行ってみました。なお、市長選挙6日間、市議会議員選挙6日間、県議会選挙8日間ということで、設置期間が短くまた身近な選挙であることから市民への影響が多いので現状のとおりといたしまして、投票時間の短縮は行わないものということを検討しております。

(2)といたしまして、各選挙におけます投票時間の短縮についてでございます。

参議院議員選挙投票時間でございます。16日間のうち前半の8日間で2時間45分短縮し、午前8時半から午後5時15分までとしてみました。また同じく衆議院議員選挙につきましては、11日間のうち最初の3日間で2時間45分短縮すると。また同じく知事選挙につきましても16日間のうち前半の8日間で2時間45分短縮するというので、その後の試算をしてみました。なぜ午後8時まで行わないで2時間45分短縮するかということでございますが、先ほど説明いたしました前回の参議院選挙の結果において、前半の8日間の午後5時から午後8時までの時間帯が一番少ない投票状況であったことを踏まえてのこととあります。またあわせて投票管理者や立会人の方からも、朝の8時半から午後8時までの長時間椅子に座っていることや、また投票者の少ない時間帯の対応などについての検討もお願いされているところでございます。

次の(3)でございます。投票時間を上記の(2)のとおり短縮した場合に、影響を受ける人数についてということでございます。これは該当期間における投票者数の前回実施に対する割合ということでございます。平成25年7月の参議院議員選挙におきましては204人。これは敷島、双葉期日前投票者総数に対する割合は5%でございました。また平成26年12月の衆議院議員選挙につきましては、34人、0.9%。また平成27年1月の知事選挙につま

しては、70人、2.7%ということで非常に低い投票率でございました。

(4) 委託金及び経費の削減額についてでございます。投票時間を上記の(2)のとおり短縮した場合の歳入としての委託金減額分と、歳出の経費削減分の収支について検証を行いました。まず、参議院議員選挙でございます。国からの歳入委託金は35万1,290円減りますが、歳出経費が60万7,192円削減できることから、差し引き25万5,902円の経費の削減につながります。同じように衆議院議員選挙につきましては、国からの歳入委託金は12万7,080円減りますが、歳出経費が25万4,139円削減できることから、差し引き12万7,059円の経費の削減につながります。知事選挙につきましては、県からの委託金が35万7,495円減りますが、歳出経費が57万8,483円削減できることから、差し引き22万988円の経費の削減につながるところでございます。3つの選挙とも時間短縮することにより歳入は減りますが、それ以上に歳出の経費が削減となるというところでございます。なお、経費削減の主な内容は、職員とアルバイトの人件費、また投票管理者と投票立会人の食費及び報酬でございます。

7ページをお願いいたします。5番目、竜王庁舎の期日前投票所についてでございます。法定設置の期日前投票所であることから、全ての選挙につきましては従来どおりという形の中で、午前8時半から午後8時までということでございます。

6番、今後についてでございます。ここで訂正をお願いいたします。7月の参議院議員選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き上げられるとございますが、これが引き下げられるということで訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。18歳以上に引き下げられることから選挙管理委員会では参議院議員選挙の投票率とか、また期日前投票状況を検証した中で、今後の方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。

期日前投票所の設置、設置期間、投票時間の検証につきましては以上のとおりとなります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長(三浦進吾君) 説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いします。

ございますか。

長谷部委員。

○委員(長谷部 集君) まず確認ですけれども、いろいろ長い説明を聞いたんですけれども、簡単に言うと竜王以外の双葉、敷島の投票所の、ここに6ページの(2)にあるような参院選、衆院選、知事選のそれぞれ前半何日間かを2時間45分短縮するということですよ。

○委員長(三浦進吾君) 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 本日の説明は、現状の状況を報告させていただきまして現状認識していただくと、またあわせて県内の各市の期日前投票所の状況も認識していただくということで、今後選管といたしましては参議院選挙の結果を見た中で、その期日前投票の時間短縮をどのようにしていくかということの方向を定めていきたいということで、あくまでこの6ページの（2）にございます3つの選挙の敷島、双葉の庁舎の期日前を前半8日間、3日間、2時間45分短縮するというのは仮定の話でございまして、もししたとした場合ということでの状況報告ということでお願いしたいと思います。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） その仮定としたということは理解をしているんですけども、その仮定をしたというのはその部分の変更をした場合ということですよ、ほかに変更することではないということだと思うんです。この仮定の場合、金額が25万とか12万とか22万ですか、知事選にしても4年に1回の選挙で22万減らすために投票所の時間を短くするというのはどうかなという気もしますし、参院選にしても3年に1回ですので、3年に1回のために25万減らすだけのためにこれってどうかなって正直私は感じました。特に18歳に年齢が引き下げられることによって、そうじゃなくてももともと若年層の投票率が悪いのでそれを何とかしようと言っている中でその時間を短くすると、特にその若年層は仕事を持っていたり学校へ通っていたりという、そういう方のための夜の投票時間だというふうに私は認識していますので、その時間を短くするというのは今やろうとしている選管の活動と逆行しているように感じるわけでありまして、当然夜の時間帯が一番投票率が少ないなんていうことは最初からわかっていることでありまして、昼間の時間帯はお年寄りの方とか仕事がない方が行きやすいので、その時間が投票率が高くなっているなんていうことも当然のことですので、夜の時間帯の投票数が少ないのでそれをふやそうということであればわかるんですけども、少ないからそこを時間を減らしてしまおうと、結果それがさっき言った国からの収入が200万、300万減るか、それが何とかなると言うんじゃないかと話ができるんですけども、結果から見ると25万とか22万とか減額できる金額も非常に少ないので、余り私はこの方法はよい形ではないかなというふうに考えましたので、これは仮定だということですのでとりあえず意見として聞いていただければと思います。

○委員長（三浦進吾君） 答弁はいいですね。

ほかにございますか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） ちょっと確認したいんですが、期日前のときの立会人の人数ですけれども、3名ほどでしたか、あれは決まっているということなんでしょうか。あの立会人が何名というのは。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 投票管理者が1名、投票立会人が2名ということで、合計3名の方が期日前投票所には配置しております。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 私も前にやったことあるんです。確かに長時間で大変なんですけれども、例えばそこは管理者の方1名、責任者の方1名で立会人が1名ということで1人減らすことも、ただ本当にそこに座っている、申しわけないんですけれども座っているだけなんですけれども、その辺というのは変更がきくものなののでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 投票立会人さんの朝の8時半から夕方の8時という非常に長時間ということで、休憩時間も時々入れて交代交代に休んでいるところでございますが、どうしても長時間ということの中で選管のほうでもいろいろ各地の状況を確認したところ、前半部分と後半部分で立会人を変えている市も実はございます。それも法律では可能ということでございますから、今後立会人さんたちの長時間という苦痛を緩和するのであればそういう前半後半ということの中で2人体制を、交代制をとるということも選管のほうでは今後の検討課題ということにしております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 今、毎年毎年国から選挙の委託金が減らされてっていうようなお話を伺いましたが、この前も補正でというか予算の中で国の委託金が少なくなってしまったから市費を投じて選挙を打ったということがございましたが、本来的には委託、国政選挙あるいは県の選挙は、それぞれの原因者が全額出すというのが基本ですので、市費を投ずるということはちょっとおかしいと思っているんですが、こうやって年々毎回順々に減らされている原因は何でしょうか。それは減らされる、この前はどうしても必要な備品を買うからその分はしょうがない市費で出してっていうようなお話だったんですが、順に削減をされてくるということになると、そういうことじゃなしに例えば人権費の削減とか、あるいは人数を減らすとか、そういう形で対応していかないと基本的な解決にはならないんじゃないかと思いますが、やはりそういうものを検討して、本来的に国の選挙のものを市からお金を出すということはおかしいわけですから、そういう検討をすべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 今、米山議員さんのおっしゃるとおりです。当然国や県の選挙につきましては委託金の中で賄うと、端数調整くらいを一般財源という形が法制上ございます。ただここで選挙の執行経費の基準というものがございまして、そちらが非常に減ってきているということで、選管といたしましてもやはり投票事務従事者、開票事務従事者の人数を削減したりとか、消耗品関係を削減したりとか、投票職員関係も削減しているということの中でやってきました。ただ、どういたしましても備品関係につきましては、国の選挙、県の選挙のときしか買えないというところもございます。また備品の関係につきましても会計検査院のほうの指摘の中にもありまして、いわゆる国の選挙が2つ、地方の県の選挙2つ、市の選挙2つ、6つの選挙があるということの中で、全額、その例えば投票所の入場券の交付機とかまた計数機を全額その国の選挙だけで、国の選挙費用で買うのはいかなものかと、地方の選挙でも使っているじゃないかと、そうすると6分の2が純然たる負担じゃないかということ国をほうの会計院としてはご指摘をしているところでございます。そのようなこともございまして、年々経費が減っていることは事実でございます。ですから一応選管のほうといたしましても、削減できることの中で非常に消耗品とかやってきております。ただ今後やはり職員の従事者手当、そういうものを現行よりも削減していかなければ賄えませんので、その辺のことも含めて選管のほうは検討しているという状況でございます。本日のところは

期日前投票所ということだけの現状のご報告を認識してもらおうというところでございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 会計検査院の言うこともわからんわけじゃありませんで、備品なんかは国政選挙のときに用意をしちゃって、一般の選挙でも使うというようなことで従来やってきましたので、そういうところを国のほうから、検査院のほうから指摘されて削減しようと、国のほうも予算が大変だからということもあると思いますが、今基準があるというお話でしたが、基準を超えて支出しているというようなものはないということによろしいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） この国の委託金につきましては、当然会計検査の対象でございます。その中で国の基準がございますからそれに基づいてやっております。ただ若干全国の中では投票従事者の手当、甲斐市だと一律幾らということで、いわゆる給料に関係なく一律幾らということで日額単価出していますけれども、市によってはそれは時間外手当ということで、いわゆる役職が高くなるにつしまして非常に高い単価になると、新しく入った方につきましては低い単価ということでございまして、そういう差はございますが、一応甲斐市のほうにつきましては一律基本の単価が定められておりまして、その中で全体の経費の中では賄える格好になっております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 教えてほしいのが、一番最後ですね、経費削減の主な内容が職員とどうのこうのと。仮に参議院議員選挙、これ16日間ですよ。経費減が60万ということは、もしこの制度採用をするに当たっては1日当たり4万弱でしょうか、の計算になると思います。職員とアルバイトの人件費それぞれ1日当たりの金額というのは出せるのでしょうか、立会人の食費及び報酬、この辺じゃ3万いくらの中でどういう内訳なのか、これは出せるものでしょうか、2時間45分短縮した金額だと思いましたが、それぞれの金額というのが出せるものでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時25分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 大変失礼いたしました。

まず削減の内容でどのくらいのものかということですが、まず投票管理者の立会人手当ということで、いわゆる時間が短縮になったりするというので、それから、すみません、その点はちょっと後ほどさせていただきます。すみません、申しわけございません。

投票管理者の立会人手当ですが、こちらのほうにつきましては、8日間で2カ所でございます。そういたしますと約48万ほどの減額になると。それから夕食等でございますが、こちらのほうにつきましては、約7万6,000円ほど。それからお茶菓子代等も含めると約8万2,000円ほどと。それから職員のほうの時間外手当がございますが、こちらが24万3,000円ほど。それからアルバイトにつきましては、15万6,000円ほどということになります。そういたしますと全体では歳出ということの中で145万ほど削減できますけれども、それに伴いまして収入のほうも減ってまいりますので、差し引き、先ほどこちらのほうで資料に提示をしてございます金額の25万5,000円ほどが削減ができるというところでございます。以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 今ちょっと説明が百四十何万というのも急に出てきちゃったんですけども、私は平たく言えば16日の間の1日あたりに換算して2時間45分短縮した場合に、それぞれの項目がどのくらいかかっていたかという説明をお願いしたかったんですが、それは出せませんか。もし出せなきゃ後ほど構いません。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 大変失礼いたしました。それではお手元の資料の6ページのところで下から5行目参議院議員選挙で経費節減が60万7,192円となっております。この内訳ということよろしいでしょうか。

そういたしますと、まず投票管理者の手当が11万5,000円。それから投票管理者の夕食代等が3万8,000円。それから当然5時15分から8時まで職員の時間外がつきますからそれが約24万3,000円。アルバイトが6万9,000円。休日、土日等がありますのでその土日等の部分の職員が11万6,000円。休日アルバイトが約2万4,000円ということで、合計いたしますと60万7,000円になるというところでございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 単価ということでしょうか。単価、例えば職員の時間外手当がどのくらいになってという……。

○委員長（三浦進吾君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時30分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 大変申しわけございません。

いわゆる削減される内容でございますが、管理者の投票管理者の立会人手当ということで、こちらのほうが当然時間が短くなりますから減額になるということで、2,650円、1日当たり。それが2カ所で8日間という形になります。これが2時間45分短縮になりますから、これが減額になると、それが11万5,000円ほどというところでございます。また投票管理者の夕食代が、これ800円かかってございますが、これが1カ所3人でございますから、それが双葉と敷島と2カ所ということで、8日間でこれが3万8,000円。それから平日の時間外職員ということで平日5時15分からは時間外手当がつきますから、そこが平均単価が2,250円ということで、3人で2カ所でございます。これが約3時間かかりますので、これが24万3,000円。それから平日の時間外アルバイトということで、5時15分から8時までアルバイト代が時間外つきますので、これが1時間当たり1,047円、これが2時間45分削減になり

ますから各2人ずつで2カ所で6日間ということで約6万9,000円削減。それから休日の時間外の職員でございます。土日がございます。そちらにつきましては時間単価が2,430円、平均単価でございます。これに1カ所4人、それから2カ所ありますから8人ということで、3時間で2日間で11万6,000円ほどの減ということでございます。それから休日の時間外のアルバイトにつきましても、休日のアルバイトは平均単価が1,131円ですので、こちらも1カ所2人、それで敷島と双葉2カ所ということで、2時間45分ですから2万4,000ほど減ということで、あわせて60万7,000円の削減という形になります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で期日前投票所の設置・設置期間・投票時間の検証についてを終了いたします。

次に、総務課関係その他に入ります。

総務課より報告がございましたらお願いします。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 総務課からこの2月の定例会に関することで2件お願いがございます。

まず1件目は、山梨県市町村総合事務組合規約の変更協議についてでございます。山梨県市町村総合事務組合におきまして、共同処理する新たな事務といたしまして、競争入札に参加するものに必要な資格の審査に関する事務を新たに加えるものでございます。本年4月から、甲府市を除く県下26市町村と5つの広域行政事務組合が参加いたしまして、共同で入札事務の処理をしております。山梨県市町村総合事務組合規約の共同処理する事務を変更するには、地方自治法の規定によりまして関係団体との協議が必要でございます。この協議には関係団体の議会の議決が必要であることから、この2月定例会に提案をさせていただくものでございます。

それからもう一点につきましては、補正予算の関係でございます。昨年4月12日に執行されました山梨県議会議員一般選挙の県からの歳入委託金及び支出経費が確定したことに伴いまして、減額補正を行うものでございます。

以上、総務課から2件の口頭での報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） ただいまの報告でございますけれども、この件につきましては、定例会の案件でございますので質疑は省略させていただきます。

次に、総務課関係で委員の皆さんより何かお聞きしたいことがございましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で総務課関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩いたします。45分再開でお願いします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

（5）第3次甲斐市定員適正化計画についてを担当よりご説明をお願いします。

三澤人事課長。

○人事課長（三澤 宏君） こんにちは、お疲れさまです。

人事課から第3次甲斐市定員適正化計画につきましてご説明させていただきます。

最初に、本日配付させていただきましたA4サイズの第3次定員適正化計画につきましてをごらんください。

〔発言する者あり〕

○人事課長（三澤 宏君） A4の1枚の。

1は趣旨となります。平成17年、国の指示に従いまして適正な職員配置等図るために定員適正化計画を定めておりまして、定員管理の状況につきましては、4月1日現在の職員数等をホームページで公表しております。計画の策定状況につきましては、第1次の計画は平成17年度から21年度で、最終年度の職員定数を450人と定め、平成17年4月の489人から最終年度は446人と目標数を達成しております。また第2次の計画は、平成22年度から27年度で、最終年度の職員定数を450人と定め、平成22年4月の446人から最終年度は445人となり、目標数は達成する予定であります。平成26年4月1日現在の人口1万人当たりの普通会計職員数は、本市が54.21人、全国198の類似団体の平均が71.79人、県内13市の平均が66.50

人であり、職員数は少ない状況であります。

次に2は次期定員適正化計画の策定であります。計画期間は平成28年度から32年度までの5年間とし、第3次甲斐市行政改革大綱との整合性を図ります。計画の概要につきましては、過去10年間の職員数の推移、類似団体や県内他市の状況、財政状況、非正規職員の状況等を検証するとともに、将来の行政需要に適応した実行力のある組織体制の整備と市民サービスの維持向上を図るための指針として、新たな計画を策定します。計画は社会情勢の変化等により変更の必要性がある場合は見直していく予定であります。

それでは計画（案）につきまして説明させていただきます。

別冊の第3次定員適正化計画をごらんください。最初に表紙をおまくりください。計画は大きな項目は3つに分かれておりまして、1つ目は計画の策定に当たって、2つ目は職員数の推移と現状、3は新たな定員適正化計画となります。

1の計画の策定に当たっての説明は割愛させていただきたいと思っております。

2ページをごらんください。表の1、職員数の推移をごらんください。こちらは平成17年度から27年度までの職員数であります。平成17年4月、489人であった職員数は平成22年4月は446人、平成27年4月は440人となっております、平成28年4月の職員数は退職新規採用によりまして、現在のところ445人となりまして、計画数の450人を5人下回る予定であります。

次に、3ページをごらんください。下のグラフになります。職員の年齢構成表となります。27年4月ですけれども、下の一番下に表記してあるのが年齢でありまして、30歳という表示はありませんけれども、そちらのほうは5人、32歳が4人、33歳は5人と、30歳から35歳の職員数はグラフでも見てわかるとおり少ない状況であります。これは合併時から数年間は職員の採用を抑制したためであります。今後は職員採用に社会人枠を設けるとともに、採用年齢の拡大を検討しまして、年齢構成も平準化に努める必要があります。なお、3ページ上段の表は平成22年4月の年齢構成表となります。

4ページをお願いします。上の表には職種別の年齢構成状況となっております。続きまして下の表の3、一般市Ⅱ-1の表をごらんください。こちらは全国の市区町村の指定都市、中核都市、特例市、一般市等に分類しまして、人口規模や産業構造等によりましてグループ分けを行いますと、本市は一般市Ⅱ類の1型というのに属します。こちらは全国で198の市が該当します。普通会計ベースの人口1万人当たりの職員数は、198団体中少ないほうから30番目であります。

次に5ページのほうをお願いします。こちらの表の4、下のほうの表ですけれども、平成26年4月の類似団体の職員の状況となります。市の面積が行政運営に影響することが考えられますので、本市の面積71.95平方キロメートルに近い団体としまして、60平方キロメートル以上で80平方キロメートル未満の12市、こちらを比較した表であります。普通会計の職員数は水色のところで示してありますけれども、本市が405人に対しまして、13市の平均は412.54人です。また、表の一番下のところですが、普通会計ベースの人口1万人当たりの職員数は、本市が54.21人に対しまして、13市の平均は56.12人となりまして、1.91人少ない状況であります。これを本市の人口7万4,708人で換算しますと、約14.3人少ないこととなります。

6ページをお願いします。真ん中の表の5ですけれども、こちらは平成26年4月の県内他市の職員の状況となります。県内13市の中で同じグループに属するのは笛吹市のみとなりますが、13市を比較した表となります。普通会計ベースの人口1万人当たりの職員数は、本市の54.21人に対しまして13市の平均は66.50人と本市は少ない状況であります。(6)の財政状況から見た人件費の説明は割愛させていただきます。

次に8ページをお願いします。表の8、臨時・非常勤職員の推移となります。平成17年度から27年度までの臨時・非常勤職員数となります。行政改革大綱定員適正化計画に基づきまして限られた人員で最大の効果を上げるため、事務事業の見直し、組織の再編等を行うとともに、外部委託や民営化の取り組みを進める一方で、国・県からの事務移譲、社会保障制度の拡充等によりまして新たな事務、課題に対応するために非正規職員に依存する形態となっておりました。特に保育士、一番右のほう見ていただきますと、保育士が21人、教員・講師32人、これは主に学校支援員であります。その他18人、これは主に放課後指導員となります。以上の非常勤職員が多く、非正規職員が多くなっている職種であります。なお、平成17年度から27年度の間には正職員、こちらのほうは一番下のほうの右側になりますけれども、49人減少しております。そのうち一般事務職、これ表の一番上になりますけれども、こちらのほうは16人減少したのに対しまして、非正規職員は9人増加しております。また、学校調理員、こちらは正規職員者21人減少しておりまして、非正規職員は14人増加しております。

次に9ページをお願いします。表の9、こちらは平成27年4月の県内13市、臨時・非常勤職員数の表となります。県内13市の非常勤職員の割合ですが、普通会計ベースで非正規職員数が、本市が340人、正職員数397人と本市の非正規職員の占める割合は45.6%で、13市

の平均は41%ですので上回っております。こちらの表を見ていただくと、都留市、南アルプス市、笛吹市、中央市の割合が高くなりまして、要因の一つとして考えられますのは、保育士、学校支援員、放課後支援員の必要性の割合が高いのではないかと考えております。今後、この要因につきましては調査していきたいと考えております。

10ページをお願いします。現在までの現状また今後の施策等勘案しまして新たな定員適正化計画となります。

(1) につきましては、基本方針であります。本市の職員数は類似団体と比較しまして少ない状況であります。今後も国・県からの権限移譲、社会保障制度の拡充、多様化する住民ニーズ等により事務量は増加していくと想定されます。その一方で中長期的な組織運営を考慮した場合、非正規職員のこれ以上の増員は限界があるのではないかと考えられます。このような中で第3次定員適正化計画では、職員年齢構成の平準化を図る、計画的な組織運営と人事管理の推進に取り組むとともに、第2次甲斐市総合計画におきまして重点プロジェクトに位置づけておりますバイオマス産業都市構想、ふるさと物産販路拡大支援事業、移住定住促進事業、甲斐市版ネウボラ推進プロジェクトを着実に実施していく上で実効力のある組織体制を整備していくことを基本方針とします。

(2) 計画期間ですが、第3次甲斐市行政改革大綱との整合性を図るため、平成28年度から平成32年度までの5年間としております。

11ページをお願いします。(3) の定員適正化計画の数値目標であります。国・県からの権限移譲、公共施設、インフラ整備、その維持管理、子育て、生活困窮者への支援、社会保障制度の改正等に適切に対応し、緑と活力あふれる生活快適都市の実現に取り組むため、平成33年4月の職員定数は、第2次定員適正化計画値よりも10人増の460人とします。表の10は年度別退職予定者数となります。平成32年度までに退職する数は男性33人、女性22人の計55人となります。下の表第11は職種別定員適正化計画の表となります。こちらはあくまでも現在の予定数であり、今後の職員の普通退職、社会情勢の変化、プロジェクトの状況等により変わってきます。職員の増減の要因として考えられるものとしては、増員が一番右のほうに書いてありますけれども、重点プロジェクト、非正規職員への切りかえ、土木職、保健師、社会福祉士の必要性等が挙げられます。増減なしというのは、保育士、栄養士、司書につきましては、退職による補充を考えております。減員として挙げられますのは、技能労務職員の退職が挙げられます。非正規職員につきましては、保育園の民間委託等、竜王の南口幼稚園、松島保育園ですね、保育士、また正職員への切りかえにより事務職が減員

の想定としております。5年間の退職者55人、新規採用70人で職員数は現在よりも15人増加となる計画であります。

続きまして12ページ、13ページをお願いします。（4）定員適正化計画の推進であります。計画を推進していくためには、事業の必要性等に応じた事務事業の見直し、弾力的な組織機構の見直し、年齢構成等を考慮した計画的な職員採用、退職者の再任用、非常勤職員の任用等の多様な任用形態の活用、人事評価制度の確立、職員研修の充実等による人材育成に積極的取り組んでいきます。

最後となりますけれども、（5）計画の管理運営についてです。計画につきましては、数値目標に変更の必要性が生じた場合には随時計画を見直し、必要に応じた適正な定数管理を行います。また、計画の進捗状況等につきましては公表しております。

第3次定員適正化計画（案）の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 全体的に全国から見ても県から見ても少ないということで、それをふやす方向で考えていくという、それ本当に考えていただいて、ふやすということは非常に勇気のあるあれだなと思うんですけれども、その中身なんですけれども、今、恐らく中身を検討されていると思うんです、どこをふやすかとか、今薄いと思われるのは、ほかと比較して薄いと思われるところはどこなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） やはりこちらのほうの対象としましては、今後第2次総合計画の重点プロジェクト、こちらをやはり推進していく、また現在土木職、こちらのほうがちょっと今募集をしても土木職、保健師等は応募がないというような状況でございます。こちらのほうが今不足しておりますので、こちらのほう重点的にふやしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それから、この中に嘱託という立場というか、ものというのは言葉としては出ていないんですけれども、嘱託で働いている方も何人かいらっしゃると思うんです

が、現在の嘱託という制度での働いている部門というのは、こういったところがそうなんですか、それはどんなふうにあられるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

飯沼係長。

○人事係長（飯沼秀司君） 嘱託職員につきましては、税の徴収員、または専門交通指導員等がありますけれども、約30名ほど職員がおりますが、今回の定員適正化につきましては、正職員の計画というふうになっておりますので、今回のこの計画の中では細かな数字はあわせておりません。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） わかりました。ただ、今の話の中に出てこないけれども、子育て支援か何かにもありますよね、そういったところが。例えば家庭相談員とか。非常に個別の話になっちゃうからあれなんですけれども、これはちょっとやっぱり見直さなきゃいけないな、どっちかというふうにして、これから相談件数とか必ずふえていくだろうという部分もあるので、今おっしゃったようにこの適正化計画にそれが入っていないということに対しては、いやそうじゃなくてもっとそういうところもやっぱり一緒にやってほしいなとか、いろいろ待遇とかそういった面もあるかなと感じるんですけれども、入れてもらえないんですか、それは。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 臨時ですね、臨時と非常勤職員の推移はちょっと8ページのほうに書かせていただいておりますけれども、こちらの例えばその他というところにいろんな方々入ってきて、このところに該当してくると思われましてけれども、またその中で行政側としてもそういった相談件数の増加とかによりまして、その他の部分のところもふえてくる可能性はありますので、その辺はまた担当課と協議しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ここでそういう要望を出していいかわからないんですが、特に家庭相談員の方たちは、他市とも比較しても待遇とかいろいろ聞きますと、結構ああいうも

のってというのは時間内、時間が短い時間で働くということで決まっているけれども、実際は時間外に働かなきゃならないこといっぱいあるんです。そういったものまで加味して、やっぱりしっかりと考えていただかないといけないかなと思いますので、要望ですけれども、入れていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） こちらのほうは担当のほうと協議をしまして、必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） ちょっとお伺いしますけれども、8ページの表の中で保育士さんのところ徐々に、非常に非常勤職員、臨時職員の数がもう本当にふえています、11ページのほうの適正化計画の中では、増減なしのところ保育士さんのところが退職者の補充になっていますけれども、保育士さんというのは、非常に小さな子供が母親から離れて一番最初に影響を受ける大人と私なんかは考えるわけですが、そういう中で非常勤の方がふえるよりは、やはりきちんと働ける正職員の保育士さんをふやすということは非常に私は必要ではないかと思いますが、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。ただ単に今から少子化を迎えるに当たって、この計画の中では保育士さんの数は少なくてもいいと思ってるのか、民間に委託することによって民間のほうで正規の職員として雇用するから市としてはこの形でいいのかどうか、その辺のところもちょうとお考えを伺いたいなと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） こちらの保育士につきましては、今後というか28年度から竜王南また西のほうからも職員が帰ってきます。しきしま幼稚園は閉園、そしてまた将来ちょっと計画されております松島保育園の関係などありまして、正規職員はふえてきます。また、確かに言われるとおりに、もちろん全員が正規職員というのが望ましいわけでありまして、やはり今まで取り組んできました行革等の取り組みによりまして、今こういう臨時職員とのバランスになっております。これがいいとは思いませんけれども、やはり全てを変えるわけにはいきませんので、またその辺の保育のほうの正職員の必要性等につきましては、今後やはり担当の部署とも協議する中で、今後のバランス的なものは検討してまいりたいと

考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） ぜひお願いしたいです。それで、今の少子化になっていながらやはり家庭的な事業で命を落とす子供たちも非常にふえているというところで、私たちが第三者として手を差し伸べてあげられるのは、その辺のきちっとした子育てではないかと思うんです。だから、いかに質のいいという言い方って人に対して非常に失礼かなと思いますが、経験を積んだベテランの保育士さんたちがいっぱいふえることによって、小さな子供たちが健全な育成をしていくことが希望が持てるのではないかなということで、非常に考えておりますのでぜひその辺前向きに、いろんな職種のところでもふやしていかなければいけないかと思いますが、子供を育てるということは将来の甲斐市のためになるわけですから、ぜひその辺のところを力をしっかり入れていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですね。

ほかにございますか。

定例会の案件ですからいいですか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） この定員、職員数、適正な職員数ということで、今まで450人を目標にやってきましたけれども、この数が例えば物すごくふえた場合には、県なんかからこうペナルティーとか罰則とかそんなふうなものは今ありますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 特にないと考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

松井議員。

○議員（松井 豊君） 人件費比率とか他市の人数との比率から考えると増員は当然だと思うんですが、感じからして二、三十人ふえてもそんなにバランスは変わらないと思うんですが、どうなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 非常に難しいご質問でありますけれども、今まで450人という目安の中でこの第1期、第2期と取り組んできております。そのような状況下におきまして、今の想定される今からの現状等踏まえまして、ある程度10人くらいを、5年間の間は10人くらいの増とする目標を定めておりますので、これが20人ぐらいいいんじゃないかというような形もありますけれども、やはり財政的な面もございますし、今まで取り組んできた経緯等もございますから、このくらいが私たちのほうとしましては適当ではないかと考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 松井議員。

○議員（松井 豊君） 増員の中に建築職がありませんけれども、私、以前から建築職、将来的には必要じゃないかということによってきたんですが、どうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） こちらは広く土木職というくりにさせていただいておりますけれども、もちろん建築職につきましても関係部署から採用をお願いしたいということもありますので、これは広い意味で土木職という形になっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 再任用のことでちょっとお伺いいたします。12ページの一番④のところで、経験豊富な方々を再任用ということだと思えます。本計画中に55人と書いてあります。ちなみにここ数年の退職者の数と再任用した数というのはご披露いただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 休憩します。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時13分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 平成26年度につきましては、定年退職25人に対しまして15人が再任用となっております。もちろん再任用の扱いとなっている方もいますので、15人となっております。平成27年度、今年度につきましては、退職者15人中今のところ9人、9人を予定しております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 聞いてみたら結構、25分の15とか15分の9とか結構再任用という形をしていると思います。活用を図ることとするというふうに書いてありますけれども、今後の方針ということがこの場で具体的にどういう活用をするのか、例えば今年度末に退職する方はほとんど決められる時期だとは思いますが、来年度やめる方とか退職される方とか結構不安なところがあるかもしれません。本人の希望もありますので、ただそういう門戸を開くような形の考え方なのかどうなのか、ちょっとお願いできればありがたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 今後は再任用につきましては、年数が2年また3年、4年とふえてきます。そのような状況下ではなかなか現在のポストでは賄い切れない状況となってきますので、今後はやはり臨時職員として同じように働いていただくような職種等を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） この5年間、いわゆる30歳から35歳の一番、今30歳から35歳の人たちが35歳から40歳という俗によく脂の乗ったよく仕事のできる数が非常に減ると。新卒と

いう5年間を見ると、これがちょうど倍ぐらいいるというような形になっているわけけれども、そうするとこの5年間は非常にどっちかという指導に回る人の負荷がふえていくというような感じが非常に感じるわけ。その5年間に、この退職が55人あって70人採用するというふうに計画立てているわけなんだけれども、この採用の70というところは、新卒採用も含まれての70人ですよ。そうすると、例えばこの県だとか他県とか他市とかいうふうで行政経験のある、例えば30代あるいは40そこそこみたいなところを集中的に狙うというような必要を感じると思うんだけど、その辺はどうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 人事課としての考えでありますけれども、現在この3ページのグラフのとおり30歳から35歳が非常に少ない状況で、この平成17年から5年間は20人の採用にとどまっておりましたので、このような年齢構成となっております。今後は、やはり社会人経験を例えば何年以上した人とかということで年齢を制限しまして、やはりいい人材の方を毎年少しずつでも補充して、このところを平準化していくような考えをしていかなきゃならないんじゃないかと考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、第3次甲斐市定員適正化計画についてを終了いたします。

次に、（6）職員の給与条例の一部改正等について担当よりご説明をお願いします。

三澤人事課長。

○人事課長（三澤 宏君） 続きまして、職員の給与条例の一部改正等につきましてご説明させていただきます。

最初にすみません、こちらのほうもお手元にA4の資料が行っております。また後ほどご説明させていただきます。

資料の13ページをお願いいたします。最初に趣旨でございますが、既に昨年ご説明しておりますけれども、人事院勧告及び山梨県人事委員会の勧告に準じまして、本市におきましても給料月額、勤勉手当の支給率等を改正するものでありまして、あわせて特別職、市議会議員の期末手当の支給率についても改定させていただきます。また、26年度に地方公務員

法の一部改正によりまして、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる給料表別分類を給与条例で規定することとなりましたので、あわせて改正するものであります。

2の改正の概要でありますけれども、(1)人事院勧告関係につきましては、給料表のほうでは平均0.4%引き上げを行いまして、特別給につきましては0.1カ月の増の改定となります。

(2)の地方公務員法の改正につきましては、お配りしました補足資料のほうをごらんいただきたいと思います。A4の資料であります。この表を見ていただきますと、甲斐市職務の分類に関する規則においてこちら定めていたものを、現在の実態に合わせて内容を変更しまして条例に記載するものであります。変更とした部分につきましては、5級、こちらのほうの改正前は、主幹の職務というのみでしたけれども、係長、主幹、出先機関の長の職務としております。出先機関の長としましては、5級の児童館長、保育園長、こちら6人いますけれどもこちらが該当しております。6級につきましては、改正前は課長、室長、秘書長、図書館長でありましたけれども、今度は会計管理者、指導監、課長、室長、困難な業務を行う出先機関の長といたしました。困難な業務を行う出先機関の長としましては、6級の保育園長、図書館長、給食センター所長となります。7級につきましては、改正前は部長、会計管理者、秘書長、教育部長、議会事務局長でありましたけれども、部長の職務、議会事務局長の職務といたしております。看護・保健職給料表のほうの表は特に変更点はありません。

資料の13ページにお戻りください。

3の施行時期等につきましてはですが、給料表につきましては平成27年4月1日にさかのぼりまして適用してまいりまして、特別給につきましては平成27年12月の期末勤勉手当の支給月数を改正いたします。改定に伴う費用の総額は2,633万円となります。なお、期末勤勉手当の支給月数は、平成28年、この4月からは0.1カ月の増を6月と12月にそれぞれ0.05カ月増に改正するものであります。また、先ほどご説明いたしました給料表別職務の分類表の改正につきましても、同じく28年4月からとなります。関係する条例の詳細な内容につきましては、2月の定例会の際にご説明させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長(三浦進吾君) 説明が終わりました。

この件につきましては定例会の案件でございますので、質疑は省略させていただきますけれども、よろしいですか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） すみません、ちょっと教えてください。勤勉手当ありますよね、勤勉手当は今一律ですか、支給は。職員によって考課測定とかそういうのがあって何%くらいが、どんなぐあいなんでしょうか。ちょっとわかりません。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） こちらのほうは、今、人事評価制度におきまして評価のAからDまででありまして、こちらのほうの評価によりまして、やはり低い方につきましては減額、低い方につきましては増額という形になっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 何%くらいの割合なものでですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 平成26年度、25年度の評価結果の反映、26年分実際にしているわけでありまして、こちらのほうの評価の中で勤勉手当、こちらの反映がAというところに19人、これはよくなるということですが、減額のほうのCというところが8人おりました。26年度、この27年度の反映でありまして、こちらのほうはAが9人、Cが1人、減額が1人という形になっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 定例会の案件でございますので質疑は省略させていただきます。

以上で、職員の給与条例の一部改正等についてを終了いたします。

次に、人事課関係でその他に入ります。

人事課より何か報告がございましたら。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 人事課から2月定例会におきまして、先ほどの人事院勧告に伴います補正予算を上程させていただきます。補正予算は議会費、総務費、教育費等関係各課の所管する予算に該当しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

この件についても定例会の案件でございますので質疑は省略させていただきます。

次に人事課関係で委員の皆さんより特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。  
ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で人事課関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時26分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

次に、（7）第3次甲斐ヒューマンプランについて担当より説明をお願いします。

長谷川市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） お疲れさまでございます。

それでは市民活動支援課から別冊でお配りしております第3次甲斐ヒューマンプラン（案）について、報告及び説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

第3次甲斐ヒューマンプラン（案）につきましては、先月20日に開催されました総務教育常任委員会で説明をさせていただき、議員の皆様からのご意見をお願いしたところではありますが、特にご指摘はございませんでした。また、市民から広く意見を募集するためにパブリックコメントを実施したところですが、意見はありませんでした。なお、先月ご提示した案については成案として考えておりましたが、アドバイザーであります山梨学院大学の山内教授の追加の助言等を受ける中で改めて甲斐市男女共同参画推進委員会内で検討した結果、今回お示しする内容で追加・修正が妥当であろうという集約になりましたので、市といたしましても最終的に本日のプラン案で成案としたいと存じます。追加・修正箇所が多数となっておりますがプラン案の骨子を変更する内容ではなく、特に再度のパブリックコメント等を考えておりません。議員の皆様にご理解をいただき、この内容で進めさせていただくことをお願い申し上げたいと存じます。

それでは資料の中で赤字の部分が追加・修正箇所になりますが、主な追加・修正内容を説明させていただきます。

まず9ページをお願いいたします。基本目標Ⅰの重点目標1を「男女の人権尊重を確保し平等意識を育む研修の推進」に改め、男女共同参画は男女平等という人権に関する問題であることを理解するため、憲法、男女共同参画社会基本法等を学習する研修を実施する施策を(1)として追加しました。

10ページをお願いいたします。重点目標の施策「(1)いのちと性と心の尊重」に、女性の人権保護に関する研修を実施する項目を追加いたしました。

12ページをお願いいたします。重点目標1の施策「(3)女性の人材育成と情報の提供」に、女性リーダーを育成する研修などを実施する項目を追加いたしました。

15ページをお願いいたします。重点目標1の施策「(2)働く女性の支援」に、現在目標となっているパワーハラスメント等各種ハラスメントの防止並びにハラスメントの被害女性に対する保護及び支援に関する項目を追加いたしました。

16ページをお願いいたします。重点目標2の施策「(1)育児・介護休業制度の普及と取得の促進」にもマタニティハラスメントに関する項目を追加いたしました。

その他、全体的に見直しをする中で、言い回しを修正したり追加した部分における使用単語の説明が必要なものについては説明文を追加させていただきました。なお、今回説明をさせていただいた第3次甲斐ヒューマンプラン(案)を、2月26日に開催されます男女共同参画推進本部へ報告する予定でございます。

以上簡単ではありますが、第3次甲斐ヒューマンプラン(案)について報告及び説明をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

○委員長(三浦進吾君) 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

ございますか。

滝川副委員長。

○委員(滝川美幸君) ちょっと教えてください。15ページの(2)の働く女性への支援のところなんですけれども、企業に対しパワーハラスメント、各種ハラスメントの防止を呼びかけますということがうたってありますが、現実的にどのような形で企業に市として呼びかけることができるのかなというところはどんなふうなご意見があったのでしょうか。

○委員長(三浦進吾君) 当局の答弁を求めます。

伊藤係長。

○市民活動支援係長(伊藤 敦君) 15ページに追加させていただきました企業に対しての

パワーハラスメント、セクハラ、マタハラを受けた保護支援についてのこちらのほうの考えですが、まずチラシ等を配付する中でセクハラ、マタハラ、パワハラに関しての意識を変えていただくとともに、現在そのような被害に遭われた方に関しましては、セクハラ、マタハラにつきましては山梨労働局雇用均等室において相談を実施しており、パワハラについては法テラス山梨などにおいて相談を受け付けている。これらの関係機関と連携することにより被害女性を支援することを考えています。また、こちらの各種機関でそういった相談窓口が実施しているということもあわせて周知したいと考えています。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、第3次甲斐ヒューマンプランについてを終了いたします。

次に、市民活動支援課関係その他に入ります。

市民活動支援課より報告がございましたらお願いします。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） それでは引き続き、市民活動支援課のほうからお願いをいたします。

その他ということで、2月定例会におきまして補正予算をお願いするものでございます。

まず、防犯対策推進事業につきまして、防犯灯維持管理補助金が不足するために補正をお願いするものでございます。次に、住宅新築資金等貸付事業の特別会計におきまして、計画どおりの貸付金の返済確保が見込めない状況でございますので、一般会計からの繰出金につきまして補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

この件につきましては、定例会の案件でございますので質疑は省略させていただきます。

次に、市民活動支援課関係で委員の皆さんより特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で市民活動支援課関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時36分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、4、その他に入ります。

まず初めに議会事務局より報告がありますのでお願いします。

武川議会事務局長。

○議会事務局長（武川 訓君） それでは、議会事務局より2月の定例会で補正を組む予定をしております。先ほど人事課のほうで説明ありました人事課の関係の必要経費の補正と、議員辞職に伴います報酬等の補正を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ただいまの件につきましては、定例会の案件でございますので質疑は省略させていただきます。

次に、市民窓口課より報告がございますのでお願いします。

佐野市民窓口課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） お疲れさまです。

市民窓口課から2月定例会における補正予算の提案予定について報告させていただきます。今回の補正予算は、人事院勧告に伴います人件費と、マイナンバーカード関連事務の委任にかかわる地方公共団体情報システム機構への負担金の補正予算の提案を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） この件につきましても定例会の案件でございますので質疑は省略させていただきます。

次に、スポーツ振興課より報告がございますのでよろしく申し上げます。

望月スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） どうもご苦労さまです。

それではスポーツ振興課から、2月議会で補正を予定しておりますのでその概要につきまして説明をいたします。まず1点目は、先ほども話がありましたけれども、人件費の増額補正をお願いいたします。それから2点目としまして、自治会の体育事業の補助金、それから県外スポーツ大会の出場補助金でございますけれども、いずれも申請の状況、大会の結果から推計しますと既存の予算に不足が見込まれますので、増額の補正をお願いするものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） この件につきましても定例会の案件でございますので質疑は省略させていただきます。

その他でございます。

委員の皆さんから何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので終了いたします。

次に、事務局からございますか。

山岡係長。

○書記（山岡広司君） ご苦労さまでした。

2月22日、全員協議会がありますのでご報告させていただきますが、1時30分より行いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時40分